# 調査計画

1　調査の名称（■特定一般統計調査　□その他の一般統計調査）

〔 ６次産業化総合調査
農業・農村の６次産業化総合調査
（農業経営体等における６次産業化業態別調査票） 〕

2　調査の目的

農業者等による農業生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、６次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。

3　調査対象の範囲

(1)　地域的範囲（■全国　□その他）

(2)　属性的範囲（□個人　■世帯　■事業所　■企業・法人・団体　■地方公共団体　■その他）

ア　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（農産加工用）

農業経営体（注１）及び農業協同組合等（注２）が運営する農産加工場（注３）を対象とする。

イ　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（農産物直売所用）

農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産物直売所（注４）を対象とする。

ウ　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（観光農園用）

農業経営体が運営する観光農園を対象とする。

エ　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（農家民宿用）

農業経営体が運営する農家民宿を対象とする。

オ　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（農家レストラン用）

農業経営体及び農業協同組合等が運営する農家レストランを対象とする。

（注１）　農業経営体とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(ｱ)　経営耕地面積が 30ａ以上の規模の農業

(ｲ)　農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業

| | |
|---|---|
| ①露地野菜作付面積 | 15ａ |
| ②施設野菜栽培面積 | 350 ㎡ |
| ③果樹栽培面積 | 10ａ |
| ④露地花き栽培面積 | 10ａ |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250 ㎡ |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | １頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | １頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15 頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150 羽 |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽 |
| ⑪その他 | 調査期日前１年間における農業生産物の総販売金額 50 万円に相当する事業の規模 |

(ｳ)　農作業の受託の事業

（注２）　農業協同組合等とは、農業協同組合のほか、農業協同組合連合会をいい、これらが50%以上出資している子会社を含める。

（注３）　本調査における農産加工とは、農畜産物を原料として加工品の製造・販売等（卸を含む。）の事業を営むものであって、次に該当するものをいう。

・　農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下注３において「組合等」という。）が営むもの（農家等から委託を受け、農産物の加工を行い加工賃（委託料）のみを徴収している場合は除く。）

ただし、組合等の女性部、部会、生産者グループなどが組合等の加工施設を使用し、加工品の製造・販売等の事業を運営している場合は、各運営主体ごとにそれぞれを農産加工場とする。

・　組合等が 50%以上出資している子会社が営むもの

・　農業経営体が販売を目的として自ら生産した農産物を加工しているもの

（注４）　本調査における農産物直売所とは、生産者が自ら生産した農産物（農産加工品を含む。）を定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいう。

なお、市区町村、農業協同組合等（構成員（組合員））の農業生産によって得られた生産物又はその農産加工品を販売するものを含む。）が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含むが、無人施設、自動車等による移動販売は除く。

## ４　報告を求める個人又は法人その他の団体

(1)　報告者数

ア　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（農産加工用）
約 3,000 経営体等（母集団の大きさ　約 24,000 経営体等）

イ　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（農産物直売所用）
約 3,200 経営体等（母集団の大きさ　約 14,000 経営体等）

ウ　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（観光農園用）
約 1,500 経営体（母集団の大きさ　約 3,800 経営体）

エ　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（農家民宿用）
約 500 経営体（母集団の大きさ　約 700 経営体）

オ　農業経営体等における６次産業化業態別調査票（農家レストラン用）
約 1,100 経営体等（母集団の大きさ　約 1,400 経営体等）

（※　母集団の大きさには、調査実施年の前年４月１日から３月 31 日までの１年間に新規開設した経営体等を含まない。母集団整備後、報告を求める経営体等の数が確定する。）

(2)　報告者の選定方法（□全数　■無作為抽出（■全数階層あり）　□有意抽出）

直近の農業・農村の６次産業化総合調査（農業経営体等における６次産業化業態別調査）結果及び市区町村、農業協同組合等からの情報収集により作成した母集団名簿を使用する。

なお、調査実施年の前年４月１日から３月 31 日までの１年間に新規開設した報告者及び年間販売金額が一定規模以上の報告者については、全国の販売金額の把握に大きな影響を与えるため、全数調査とする。

※　詳細は、別添１「農業・農村の６次産業化総合調査 農業経営体等における６次産業化業態別調査の調査設計について」を参照。

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1)　報告を求める事項

ア　農産加工

(ｱ)　農産加工の運営形態

(ｲ)　法人番号

(ｳ)　年間稼働日数

期間内の休業・廃業の発生時期

(ｴ)　農産加工品の販売金額

(ｵ)　生産した加工品名、販売金額割合

(ｶ)　農産物加工品の販売状況

販売先別販売金額割合

(ｷ)　加工原料の仕入状況

品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合

(ｸ)　他産業との連携状況

(ｹ)　農産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

(ｺ)　経営方針の決定に参画している男女別従事者数

イ　農産物直売所

(ｱ)　農産物直売所の運営形態

(ｲ)　法人番号

(ｳ)　年間営業日数及び営業期間

期間内の休業・廃業の発生時期

(ｴ)　農産物直売所の販売金額

(ｵ)　農産物の販売状況

品目別販売金額割合及び品目別産地別販売金額割合

(ｶ)　農産物、農産加工品等の販売先別販売金額割合

(ｷ)　施設形態及び売場面積

(ｸ)　年間購入者数

(ｹ)　出荷者の範囲、出荷者数

(ｺ)　販売手数料の有無及び手数料率

(ｻ)　他産業との連携状況

(ｼ)　農産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

ウ　観光農園

(ｱ)　観光農園の運営形態

(ｲ)　法人番号

(ｳ)　年間営業日数

期間内の休業・廃業の発生時期

(ｴ)　観光農園の売上金額

(ｵ)　取扱品目

(ｶ)　年間利用者数

(ｷ)　他産業との連携状況

(ｸ)　観光農園における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

エ　農家民宿

(ｱ)　農家民宿の運営形態

(ｲ)　法人番号

(ｳ)　年間営業日数

期間内の休業・廃業の発生時期

(ｴ)　農家民宿の売上金額

(ｵ)　年間宿泊者数

訪日外国人宿泊者数及び国（地域）別の外国人宿泊者数割合

(ｶ)　他産業との連携状況

(ｷ)　農家民宿における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

オ　農家レストラン

(ｱ)　農家レストランの運営形態

(ｲ)　法人番号

(ｳ)　年間営業日数

期間内の休業・廃業の発生時期

(ｴ)　農家レストランの売上金額

(ｵ)　年間利用者数

(ｶ)　他産業との連携状況

(ｷ)　農家レストランにおける男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

「法人番号」は事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

また、「期間内の休業・廃業の発生時期」は、疑義照会の軽減、母集団情報の管理に用いるものであり、集計は行わない。

(2)　基準となる期日又は期間

調査実施年の前年４月１日から３月 31 日までの１年間

ただし、上記期間で記入が困難な場合は、記入可能な直近１年間

6　報告を求めるために用いる方法

(1)　調査系統

農林水産省　－　民間事業者　－　報告者

(2)　調査方法

■郵送調査　■オンライン調査(■政府統計共同利用システム　□独自のシステム　□電子メール)　■調査員調査　□その他(　　)

〔調査方法の概要〕

農林水産省(本省)が契約した民間事業者（以下「民間事業者」という。）から報告者に対して、郵送により配布した調査票に報告者が自ら記入し、民間事業者への郵送により調査票を回収する自計調査の方法とする。

また、報告者の協力が得られる場合は、前記の回収方法のほか、オンラインにより

回収する自計調査の方法も可能とする。

なお、オンラインによる回収は、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）を使うこととし、回答に必要なオンライン調査システムのアドレス、政府統計コード、調査対象者ＩＤ及び確認コードについては、あらかじめ調査票とともに配布する。

ただし、民間事業者の創意工夫において、必要に応じて調査員調査を可能とする。

7　報告を求める期間

(1)　調査の周期

□１回限り　□毎月　□四半期　■１年　□２年　□３年　□５年　□不定期

□その他（　　）（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年）

(2)　調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年９月上旬～10 月上旬

8　集計事項（詳細は別添３を参照）

集計事項は、農産加工、農産物直売所、観光農園、農家民宿又は農家レストラン別に年間販売（売上）金額、事業体数、従事者数等とする。

※　集計手法、欠測値が生じた場合の対応等に関する詳細は、別添１「農業・農村の６次産業化総合調査 農業経営体等における６次産業化業態別調査の調査設計について」を参照。

9　調査結果の公表の方法及び期日

(1)　公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□全部非公表）

(2)　公表の方法（■e-Stat　□インターネット(e-Stat 以外)　□印刷物　□閲覧）

(3)　公表の期日

ア　概要は、調査実施年の翌年４月下旬までに公表を行う。

イ　詳細は、調査実施年の翌年７月下旬までに公表を行う。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　）

■使用しない

本調査は、農業経営体が運営する農産加工場、農産物直売所、観光農園、農家民宿及び農家レストラン、農業協同組合等が運営する農産加工場、農産物直売所及び農家レストランを調査対象としており、産業別の調査及び調査結果の表章を行うことを目的とするものではないことから、統計基準は使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

| | 保存期間 | 保存責任者 |
|---|---|---|
| 記入済み調査票 | 調査実施年の翌年４月１日から起算して３年 | 農林水産省大臣官房統計部長 |

| | | |
|---|---|---|
| 調査票の内容を記録した電磁的記録 | 永年 | 農林水産省大臣官房統計部長 |

調査計画

1　調査の名称（■特定一般統計調査　□その他の一般統計調査）

〔 ６次産業化総合調査
　漁業・漁村の６次産業化総合調査
　（漁業経営体等における６次産業化業態別調査票） 〕

2　調査の目的

漁業者等による漁業生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、６次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。

3　調査対象の範囲

(1)　地域的範囲（■全国　□その他）

(2)　属性的範囲（□個人　■世帯　■事業所　■企業・法人・団体　■地方公共団体　■その他）

ア　漁業経営体等における６次産業化業態別調査票（水産加工用）
　海面漁業経営体（注１）及び漁業協同組合等（注２）が運営する水産加工場（注３）

イ　漁業経営体等における６次産業化業態別調査票（水産物直売所用）
　海面漁業経営体、漁業協同組合等が運営する水産物直売所（注４）

ウ　漁業経営体等における６次産業化業態別調査票（漁家民宿用）
　海面漁業経営体が運営する漁家民宿

エ　漁業経営体等における６次産業化業態別調査票（漁家レストラン用）
　海面漁業経営体、漁業協同組合等が運営する漁家レストラン

（注１）「海面漁業経営体」とは、海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として自営漁業を営んだ世帯又は事業所をいう。

（注２）漁業協同組合等とは、沿海地区の漁業協同組合のほか、漁業協同組合連合会をいい、これらが 50 パーセント以上出資する子会社、沿海漁協の下部組織及び沿海地区に所在する漁業者が組織する団体を含める。

（注３）「水産加工場」とは、販売を目的として水産動植物を主たる原料として加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使用し加工製造を営むものであって、次に該当するものをいう。

・　漁業経営体が自らの漁業生産によって得られた生産物を使用し水産加工品の製造を行うもの
・　漁業協同組合等が、その構成員(組合員)の漁業生産によって得られた生産物を使用し水産加工品の製造を行うもの

同一の水産加工場において複数の運営主体が水産加工品の製造を行っている場合には、運営主体ごとにそれぞれを水産加工場とする。

（注４）「水産物直売所」とは、「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき「魚介類販売業」の許可を得て、生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用している事業所であって、次に該当するものをいう。

・　漁業経営体が自らの漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売するもの
・　漁業協同組合等が、その構成員(組合員)の漁業生産によって得られた生産物又は

その水産加工品を販売するもの
同一の水産物直売所において複数の運営主体が水産物を販売している場合は、運営主体ごとにそれぞれを水産物直売所とする。

4　報告を求める個人又は法人その他の団体

(1)　報告者数

ア　漁業経営体等における６次産業化業態別調査票（水産加工用）
約 600 経営体等（母集団の大きさ　約 900 経営体等）

イ　漁業経営体等における６次産業化業態別調査票（水産物直売所用）
約 600 経営体等（母集団の大きさ　約 700 経営体等）

ウ　漁業経営体等における６次産業化業態別調査票（漁家民宿用）
約 300 経営体（母集団の大きさ　約 500 経営体）

エ　漁業経営体等における６次産業化業態別調査票（漁家レストラン用）
約 400 経営体等（母集団の大きさ　約 400 経営体等）

（※　母集団の大きさには、調査実施年の前年４月１日から３月 31 日までの１年間に新規開設した経営体等を含まない。母集団整備後、報告を求める経営体等の数が確定する。）

(2)　報告者の選定方法(□全数　■無作為抽出(■全数階層あり)　□有意抽出)

直近の漁業・漁村の６次産業化総合調査（漁業経営体等における６次産業化業態別調査）結果及び市区町村、漁業協同組合等からの情報収集により作成した母集団名簿を使用する。

なお、調査実施年の前年４月１日から３月31日までの１年間に新規開設した報告者及び年間販売金額が一定規模以上の報告者については、全国の販売金額の把握に大きな影響を与えるため、全数調査とする。

※　詳細は、別添２「漁業・漁村の６次産業化総合調査 漁業経営体等における６次産業化業態別調査の調査設計について」を参照。

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1)　報告を求める事項

ア　水産加工

(ｱ)　水産加工の運営形態
(ｲ)　法人番号
(ｳ)　年間稼働日数
期間内の休業・廃業の発生時期
(ｴ)　水産加工品の販売金額
(ｵ)　生産した加工品名及び販売金額割合、販売先別販売金額割合
(ｶ)　加工原料の仕入状況
品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合
(ｷ)　他産業との連携状況
(ｸ)　水産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

イ　水産物直売所

(ｱ)　水産物直売所の運営形態

(ｲ)　法人番号
(ｳ)　年間営業日数及び営業期間
　　期間内の休業・廃業の発生時期
(ｴ)　水産物直売所の販売金額、販売先別販売金額割合
(ｵ)　品目別販売金額割合、品目別産地別販売金額割合
(ｶ)　施設形態及び売場面積
(ｷ)　年間購入者数
(ｸ)　他産業との連携状況
(ｹ)　水産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

ウ　漁家民宿
(ｱ)　漁家民宿の運営形態
(ｲ)　法人番号
(ｳ)　年間営業日数
　　期間内の休業・廃業の発生時期
(ｴ)　漁家民宿の売上金額
(ｵ)　年間宿泊者数
　　訪日外国人宿泊者数及び国（地域）別の外国人宿泊者数割合
(ｶ)　他産業との連携状況
(ｷ)　漁家民宿における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

エ　漁家レストラン
(ｱ)　漁家レストランの運営形態
(ｲ)　法人番号
(ｳ)　年間営業日数
　　期間内の休業・廃業の発生時期
(ｴ)　漁家レストランの売上金額
(ｵ)　年間利用者数
(ｶ)　他産業との連携状況
(ｷ)　漁家レストランにおける男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

「法人番号」は事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

また、「期間内の休業・廃業の発生時期」は、疑義照会の軽減、母集団情報の管理に用いるものであり、集計は行わない。

(2)　基準となる期日又は期間
　　調査実施年の前年４月１日から３月 31 日までの１年間
　　ただし、上記期間で記入が困難な場合は、記入可能な直近１年間

6　報告を求めるために用いる方法
(1)　調査系統
　　農林水産省　－　民間事業者　－　報告者
(2)　調査方法

■郵送調査　■オンライン調査(■政府統計共同利用システム　□独自のシステム　□電子メール)　■調査員調査　□その他(　　)

〔調査方法の概要〕

農林水産省(本省)が契約した民間事業者（以下「民間事業者」という。）から報告者に対して、郵送により配布した調査票に報告者が自ら記入し、民間事業者への郵送により調査票を回収する自計調査の方法とする。

また、報告者の協力が得られる場合は、前記の回収方法のほか、オンラインにより回収する自計調査の方法も可能とする。

なお、オンラインによる回収は、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）を使うこととし、回答に必要なオンライン調査システムのアドレス、政府統計コード、調査対象者ＩＤ及び確認コードについては、あらかじめ調査票とともに配布する。

ただし、民間事業者の創意工夫において、必要に応じて調査員調査を可能とする。

7　報告を求める期間

(1)　調査の周期

□１回限り　□毎月　□四半期　■１年　□２年　□３年　□５年　□不定期

□その他(　　)(１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年)

(2)　調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年９月上旬～10 月上旬

(漁業センサス実施翌年度は 10 月上旬～11 月上旬)

8　集計事項（詳細は別添４を参照）

集計事項は、水産加工、水産物直売所、漁家民宿又は漁家レストラン別に年間販売（売上）金額、事業体数、従事者数等とする。

※　集計手法、欠測値が生じた場合の対応等に関する詳細は、別添２「漁業・漁村の６次産業化総合調査 漁業経営体等における６次産業化業態別調査の調査設計について」を参照。

9　調査結果の公表の方法及び期日

(1)　公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□全部非公表）

(2)　公表の方法（■e-Stat　□インターネット(e-Stat 以外)　□印刷物　□閲覧）

(3)　公表の期日

ア　概要は、調査実施年の翌年４月下旬までに公表を行う。

イ　詳細は、調査実施年の翌年７月下旬までに公表を行う。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　）

■使用しない

本調査は、海面漁業経営体が運営する水産加工場、水産物直売所、漁家民宿及び漁家レストラン、漁業協同組合等が運営する水産加工場、水産物直売所及び漁家レスト

ランを調査対象としており、産業別の調査及び調査結果の表章を行うことを目的とするものではないことから、統計基準は使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

| | 保存期間 | 保存責任者 |
|---|---|---|
| 記入済み調査票 | 調査実施年の翌年４月１日から起算して３年 | 農林水産省大臣官房統計部長 |
| 調査票の内容を記録した電磁的記録 | 永年 | 農林水産省大臣官房統計部長 |

別添１

# 農業・農村の６次産業化総合調査
# 農業経営体等における６次産業化業態別調査の調査設計について

## １　調査設計の着眼点

農産加工等各業態別に、

・総販売金額を明らかにすること

・運営主体別などの主要分類の表章を可能とすること

・都道府県別統計表の作成を可能とすること

## ２　母集団

### (1)　調査対象

ア　農産加工（農業経営体及び農業協同組合等が営むもの）

イ　農産物直売所（農業経営体及び農業協同組合等が営むもの）

ウ　観光農園（農業経営体が営むもの）

エ　農家民宿（農業経営体が営むもの）

オ　農家レストラン（農業経営体及び農業協同組合等が営むもの）

### (2)　フレーム

直近の６次産業化総合調査（農業経営体等における６次産業化業態別調査）結果及び市区町村、農協等からの情報収集により作成した名簿

### (3)　母集団の大きさ

| | |
|---|---|
| ア　農産加工 | 約 24,000 経営体等 |
| イ　農産物直売所 | 約 14,000 経営体等 |
| ウ　観光農園 | 約　3,800 経営体 |
| エ　農家民宿 | 約　　700 経営体 |
| オ　農家レストラン | 約　1,400 経営体等 |

## ３　標本設計の基本的考え方

調査設計は２(1)のア～オについては、業態別に全国単位で行う。調査精度を向上させるため、各業態の母集団を運営主体及び販売金額規模により階層区分し、販売金額の大きな階層及び新規調査対象に対する全数調査と、それ以外の階層に対する標本調査を組み合わせた層別無作為抽出法により調査を行う。

### (1)　運営主体による階層分け

運営主体の違いを考慮し、農業経営体を「農家（個人）」、「農家（法人）」及び「組織経営体」に、農業協同組合等を農産加工場、農産物直売所及び農家レストランにあっては「農業協同組合」及び「その他」に区分する。

### (2)　販売金額規模による階層分け

さらに、各運営主体について、販売金額規模別の階層分けを行う。階層区分については、各階層の事業体数や総販売金額、総雇用者数等を総合的に検討し、各階層内の販売金額の標準偏差や平均雇用者数の変動が少なくなるよう設定する。

(3)　全数調査を行う必要のある調査対象

調査の精度を確保するため、全国の総販売金額に対する割合が高く、販売金額全体に対する影響が大きい調査対象（販売金額１億円以上の大規模な調査対象について、規模の大きなものから累計し、販売金額割合がおおむね３割以上となるまでの調査対象）については全数調査を行う必要のある階層（以下、「全数階層」という。）とする（表１参照）。

また、調査実施年の前年４月１日から３月 31 日までの１年間に新たに開設した事業体についても全数調査を行う。

なお、これらの全数調査対象については、下述する標本設計の対象とはしないが、その調査結果については、当該年度の調査結果に反映させることとする。

表１　各業態の販売金額規模別階層の概要

| | 100万円未満 | 100～500 | 500～1,000 | 1,000～5,000 | 5,000万～１億 | １～５ | ５～10 | 10～100 | 100億円以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農産加工（農業経営体） | 第１階層 | 第２階層 | | 第３階層 | | 第４階層 | | 全数階層 | 完全回収階層* |
| 〃　（農協等） | 第１階層 | | | 第２階層 | | 第３階層 | | 全数階層 | 完全回収階層* |
| 農産物直売所（農業経営体） | 第１階層 | 第２階層 | | 第３階層 | | 第４階層 | 全数階層 | | |
| 〃　（農協等） | 第１階層 | | | 第２階層 | | 第３階層 | 全数階層 | | |
| 観光農園 | 第１階層 | 第２階層 | 第３階層 | 第４階層 | | 全数階層 | | | |
| 農家民宿 | 第１階層 | 第２階層 | | 第３階層 | 第４階層 | 全数階層 | | | |
| 農家レストラン（農業経営体） | 第１階層 | 第２階層 | | 第３階層 | 第４階層 | 全数階層 | | 完全回収階層* | |
| 〃　（農協等） | 第１階層 | | | 第２階層 | | 全数階層 | | 完全回収階層* | |

＊全数階層のうち、調査精度を確保する観点から、完全回収（回収率 100%）を達成する必要のある階層

４　標本設計の具体的方法

(1)　各業態別母集団の総量の誤差分散

２(1)のア～オの業態別母集団ごとに設定する総販売金額の目標精度（標準誤差率）とそれぞれの階層別の集計に必要な標本の大きさの間には、各業態別母集団の総量の誤差分散が、それぞれの各階層の総量の誤差分散を合計した値となることから、次式の関係が成り立つ。

①　$$\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M}\frac{N_{ij}\left(N_{ij}-n_{ij}\right)}{n_{ij}}\sigma_{ij}^{2}+\sum_{j=1}^{M}\frac{N_{0j}\left(N_{0j}-n_{0j}\right)}{n_{0j}}\sigma_{0j}^{2}=\mu^{2}N^{2}C^{2}$$

$$\left(N_{ij}\text{が大きいことから、}\frac{N_{ij}}{N_{ij}-1}\approx 1\text{と近似。}\right)$$

| | | |
|---|---|---|
| $N$ | ： | 母集団の大きさ |
| $\mu$ | ： | 販売金額の母集団平均 |
| $i$ | ： | 販売金額階層を表す添字（i=0は全数階層、i>0は標本抽出対象階層を示す） |
| $j$ | ： | 運営主体を表す添字 |
| $Noj$ | ： | 全数階層の大きさ |
| $Nij$ | ： | 運営主体別販売金額階層の大きさ |
| $nij$ | ： | 運営主体別販売金額階層の集計に必要な標本の大きさ |
| $n$ | ： | 標本抽出対象階層の集計に必要な標本の大きさ（合計値） |
| $L$ | ： | 販売金額階層の数 |
| $M$ | ： | 運営主体の種類 |
| $noj$ | ： | 全数階層の想定される標本の大きさ　（＝Noj･r） |
| $r$ | ： | 全数階層の想定回収率（r=0.7） |
| $\sigma ij^{2}$ | ： | 運営主体別の販売金額階層の分散（過年次の実績値） |
| $\sigma oj^{2}$ | ： | 運営主体別の全数階層の分散（過年次の実績値） |
| $C$ | ： | 目標精度（業態別母集団ごとに設定） |

なお、式①左辺の第１項、第２項は、それぞれ、各業態における標本抽出対象階層の総量推定値の誤差分散、全数階層の総量推定値の誤差分散であり、右辺は、目標精度に基づく各母集団全体の総量推定値の誤差分散である。

(2)　各母集団中の必要集計標本数

各標本抽出対象階層ごとの標本配分を最適配分によることとすると、ｎｉｊとｎとの間には次式の関係が成立する。

②　$$n_{ij}=\frac{N_{ij}\sigma_{ij}}{\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M}N_{ij}\sigma_{ij}}n \qquad \left(N_{ij}\text{が大きいことから、}\frac{N_{ij}}{N_{ij}-1}\approx 1\text{と近似。}\right)$$

ここで、式①及び式②より、各業態別母集団における標本抽出対象階層全体の集計に必要な標本の大きさ（ｎ）は、次式により算出される。

③　$$n=\frac{\left(\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M}N_{ij}\sigma_{ij}\right)^{2}}{\mu^{2}N^{2}C^{2}-\sum_{j=1}^{M}\frac{N_{oj}\left(N_{0j}-n_{0j}\right)^{2}}{n_{0j}}{\sigma_{0j}}^{2}+\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M}N_{ij}{\sigma_{ij}}^{2}}$$

なお、各母集団の総販売金額の目標精度（Ｃ）は５％に設定する。

(3)　各階層の標本数

式③により算出した集計に必要な標本の大きさ（n）は、式②を用いて、運営主体別販売金額階層別に集計に必要な標本の大きさ（nij）を最適配分する。さらに、調査票の想定回収率（完全回収階層を除く）を販売金額１億円以上の階層を 70%、１億円未満の階層を 55%として、各階層の標本の大きさ（n'ij）を次式により算出する。

④　$$n'_{ij} = n_{ij} \div r = \frac{N_{ij}\sigma_{ij}}{\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M} N_{ij}\sigma_{ij}} n \div r$$

注：　r は調査票の想定回収率であり、販売金額１億円以上の階層は 70%、１億円未満の階層は 55%として算出する。

(4)　都道府県別、運営主体別販売金額規模による階層ごとの標本の配分

式④により算出した運営主体別販売金額階層ごとの標本の大きさ（n'ij）を、都道府県別に事業体の数に応じて比例配分する。

この結果、都道府県別運営主体別販売金額規模による調査対象数が非常に少ない階層区分については、調査票の非回収等により推計の根拠となるデータを得ることができないことも想定される。

このため、都道府県別に運営主体別販売金額規模による階層区分別に最低５標本を確保するよう調査対象数を補充する。

表２　調査対象数補充後の各業態別の調査対象数

| | 母集団の大きさ | 調査対象数 | うち、標本抽出階層 | 新規事業体数 |
|---|---|---|---|---|
| 農産加工 | 約 24,000 | 約 2,900 | 約 2,800 | 約 140 |
| 農産物直売所 | 約 14,000 | 約 3,000 | 約 2,700 | 約 200 |
| 観光農園 | 約 3,800 | 約 1,400 | 約 1,400 | 約 90 |
| 農家民宿 | 約 700 | 約 400 | 約 400 | 約 40 |
| 農家レストラン | 約 1,400 | 約 1,100 | 約 1,000 | 約 50 |

５　集計

(1)　集計方法

業態別・都道府県別に年間販売（売上）金額の推定値を次式により算出する。

なお、全国計、全国農業地域別及び地方農政局別の推定値は、都道府県別の各推定値を合計して算出する。

＜推定値の計算式＞

$$T=\sum_{i=1}^{L}\frac{N_i}{n_i}\sum_{j=1}^{n_i}x_{ij}$$

$T$　：$x$の総計の推定値

$i$　：運営主体別販売金額規模別階層を表す添字

$j$　：標本経営体等を表す添字

$L$　：運営主体別販売金額規模別階層の数

$N_i$　：$i$ 階層の母集団の大きさ

$n_i$　：$i$ 階層の標本経営体等の数

$x_{ij}$　：$i$ 階層の標本経営体等のうち、$j$ 番目の標本経営体等の $x$の調査値

(2)　推定値の計算式に用いる母集団の大きさについて

推定値の計算式に用いる各階層の母集団の大きさについては、農業経営体等の数の変化を適切に反映させるため、農業経営体、農協等の全数階層、標本階層ともに直近の調査結果及び市区町村、農協等からの情報収集により作成した名簿の農業経営体等の数とする。

ただし、農産加工及び農産物直売所における小規模階層の農業経営体については、当該名簿の農業経営体数に農業構造動態調査の結果（継続事業体における生産関連事業の実施の有無）を用いて算出した増減率を乗じた経営体数とする。

(3)　有効回答数が少ない場合の推定方法について

都道府県別運営主体別販売金額階層別の母集団に対して調査票の有効回答数が３に満たない場合は、適切な推定値の算出が困難であることから、当該都道府県が属する全国農業地域別運営主体別販売金額階層別の調査値の平均値を５(1)推定値の計算式の調査値 xij に代入する。さらに、全国農業地域別運営主体別販売金額階層別の有効回答数が３に満たない場合は、全国の運営主体別販売金額階層別の調査値の平均値を５(1)推定値の計算式の調査値 xij に代入する。

なお、全国の運営主体別販売金額階層別の有効回答数が３に満たない場合は、当該都道府県の運営主体別販売金額階層別の直近の調査値を用いて補完した値を当該都道府県の推定値として用いるなど、実態に即した手法を用いて推定する。

(4)　調査票の欠測値補完について

疑義照会の実施後においても回答が一部欠測していた場合は、前年値がある場合は前年値の代入、前年値が無い場合は上記と同様に、同じ運営主体、販売金額階層の全国農業地域別又は全国の平均値を代入するなど、実態に即した手法を用いて推定する。

別添２

# 漁業・漁村の６次産業化総合調査
# 漁業経営体等における６次産業化業態別調査の調査設計について

## １　調査設計の着眼点

水産加工等各業態別に、

・総販売金額を明らかにすること

・運営主体別などの主要分類の表章を可能とすること

・都道府県別統計表の作成を可能とすること

## ２　母集団

### ⑴　調査対象

ア　水産加工（海面漁業経営体及び漁業協同組合等が営むもの）

イ　水産物直売所（海面漁業経営体及び漁業協同組合等が営むもの）

ウ　漁家民宿（海面漁業経営体が営むもの）

エ　漁家レストラン（海面漁業経営体及び漁業協同組合等が営むもの）

### ⑵　フレーム

直近の６次産業化総合調査（漁業経営体等における６次産業化業態別調査）結果及び市区町村、漁協等からの情報収集により作成した名簿

### ⑶　母集団の大きさ

| | | |
|---|---|---|
| ア　水産加工 | 約 | 900 経営体等 |
| イ　水産物直売所 | 約 | 700 経営体等 |
| ウ　漁家民宿 | 約 | 500 経営体 |
| エ　漁家レストラン | 約 | 400 経営体等 |

## ３　標本設計の基本的考え方

調査設計は２⑴のア～エについては、業態別に全国単位で行う。調査精度を向上させるため、各業態の母集団を運営主体及び販売金額規模により階層区分し、販売金額の大きな階層及び新規調査対象に対する全数調査と、それ以外の階層に対する標本調査を組み合わせた層別無作為抽出法により調査を行う。

### ⑴　運営主体による階層分け

運営主体の違いを考慮し、「漁業者（個人）」、「漁業者（団体）」及び「漁業協同組合等」に区分する。

なお、漁家民宿については、「漁業者（個人）」及び「漁業者（団体）」に区分する。

### ⑵　販売金額規模による階層分け

さらに、各運営主体について、販売金額規模別の階層分けを行う。階層区分につ

いては、各階層の事業所数や総販売金額、総雇用者数等を総合的に検討し、各階層内の販売金額の標準偏差や平均雇用者数の変動が少なくなるよう設定する。

(3)　全数調査を行う必要のある調査対象

調査の精度を確保するため、全国の総販売金額に対する割合が高く、販売金額全体に対する影響が大きい調査対象（販売金額１億円以上の大規模な調査対象について、規模の大きなものから累計し、販売金額割合がおおむね３割以上となるまでの調査対象）については全数調査を行う必要のある階層（以下、全数階層という。）とする（表１参照）。

また、調査実施年の前年４月１日から３月 31 日までの１年間に新たに開設した事業所についても全数調査を行う。

なお、これらの全数調査対象については、下述する標本設計の対象とはしないが、その調査結果については、当該年度の調査結果に反映させることとする。

表１　各業態の販売金額規模別階層の概要

<table>
<tr><th></th><th>100万円<br>未満</th><th>100～<br>500</th><th>500～<br>1,000</th><th>1,000～<br>5,000</th><th>5,000万～<br>１億円</th><th>１～５</th><th>５～10</th><th>10～50</th><th>50億円<br>以上</th></tr>
<tr><td>水産加工</td><td colspan="2">第１階層</td><td>第２階層</td><td colspan="2">第３階層</td><td colspan="2">第４階層</td><td>全数階層</td><td>完全回収階層*</td></tr>
<tr><td>水産物直売所</td><td colspan="2">第１階層</td><td>第２階層</td><td colspan="2">第３階層</td><td>第４階層</td><td>全数階層</td><td colspan="2">完全回収階層*</td></tr>
<tr><td>漁家民宿</td><td>第１階層</td><td colspan="2">第２階層</td><td>第３階層</td><td>第４階層</td><td colspan="4">全数階層</td></tr>
<tr><td>漁家レストラン</td><td>第１階層</td><td colspan="2">第２階層</td><td>第３階層</td><td>第４階層</td><td colspan="4">全数階層</td></tr>
</table>

＊全数階層のうち、調査精度を確保する観点から、完全回収（回収率 100%）を達成する必要のある階層

４　標本設計の具体的方法

(1)　各業態別母集団の総量の誤差分散

２(1)のア～エの業態別母集団ごとに設定する総販売金額の目標精度（標準誤差率）とそれぞれの階層別の集計に必要な標本の大きさの間には、各業態別母集団の総量の誤差分散が、それぞれの各階層の総量の誤差分散を合計した値となることから、次式の関係が成り立つ。

①　$$\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M}\frac{N_{ij}\left(N_{ij}-n_{ij}\right)}{n_{ij}}\sigma_{ij}^{2}+\sum_{j=1}^{M}\frac{N_{0j}\left(N_{0j}-n_{0j}\right)}{n_{0j}}\sigma_{0j}^{2}=\mu^{2}N^{2}C^{2}$$

$$\left(N_{ij}\text{が大きいことから、}\frac{N_{ij}}{N_{ij}-1}\approx 1\text{と近似。}\right)$$

| | |
|---|---|
| $N$ | ：母集団の大きさ |
| $\mu$ | ：販売金額の母集団平均 |
| $i$ | ：販売金額階層を表す添字（i=0は全数階層、i>0は標本抽出対象階層を示す） |
| $j$ | ：運営主体を表す添字 |
| $Noj$ | ：全数階層の大きさ |
| $Nij$ | ：運営主体別販売金額階層の大きさ |
| $nij$ | ：運営主体別販売金額階層の集計に必要な標本の大きさ |
| $n$ | ：標本抽出対象階層の集計に必要な標本の大きさ（合計値） |
| $L$ | ：販売金額階層の数 |
| $M$ | ：運営主体の種類 |
| $noj$ | ：全数階層の想定される標本の大きさ　（＝Noj･r） |
| $r$ | ：全数階層の想定回収率（r=0.7） |
| $\sigma ij^2$ | ：運営主体別の販売金額階層の分散（過年次の実績値） |
| $\sigma oj^2$ | ：運営主体別の全数階層の分散（過年次の実績値） |
| $C$ | ：目標精度（業態別母集団ごとに設定） |

なお、式①左辺の第１項、第２項は、それぞれ、各業態における標本抽出対象階層の総量推定値の誤差分散、全数階層の総量推定値の誤差分散であり、右辺は、目標精度に基づく各母集団全体の総量推定値の誤差分散である。

(2)　各母集団中の必要集計標本数

各標本抽出対象階層ごとの標本配分を最適配分によることとすると、nij と n との間には次式の関係が成立する。

②　$$n_{ij}=\frac{N_{ij}\sigma_{ij}}{\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M}N_{ij}\sigma_{ij}}n \qquad \left(N_{ij}\text{が大きいことから、}\frac{N_{ij}}{N_{ij}-1}\approx 1\text{と近似。}\right)$$

ここで、式①及び式②より、各業態別母集団における標本抽出対象階層全体の集計に必要な標本の大きさ（n）は、次式により算出される。

③　$$n=\frac{\left(\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M}N_{ij}\sigma_{ij}\right)^2}{\mu^2N^2C^2-\sum_{j=1}^{M}\frac{N_{oj}(N_{0j}-n_{0j})^2}{n_{0j}}{\sigma_{0j}}^2+\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M}N_{ij}{\sigma_{ij}}^2}$$

なお、各母集団の総販売金額の目標精度（C）は５％に設定する。

(3)　　各階層の標本数

式③により算出した集計に必要な標本の大きさ（n）は、式②を用いて、運営主

体別販売金額階層別に集計に必要な標本の大きさ（nij）を最適配分する。さらに、調査票の想定回収率（完全回収階層を除く）を販売金額１億円以上の階層を 70%、１億円未満の階層を 55%として、各階層の標本の大きさ（n'ij）を次式により算出する。

④　$$n'_{ij} = n_{ij} \div r = \frac{N_{ij}\sigma_{ij}}{\sum_{i=1}^{L}\sum_{j=1}^{M} N_{ij}\sigma_{ij}} n \div r$$

注：　r は調査票の想定回収率であり、販売金額１億円以上の階層は 70%、１億円未満の階層は 55%として算出する。

(4)　都道府県別、運営主体別販売金額規模による階層ごとの標本の配分

式④により算出した運営主体別販売金額階層ごとの標本の大きさ（n'ij）を、都道府県別に事業所の数に応じて比例配分する。

この結果、都道府県別運営主体別販売金額規模による調査対象数が非常に少ない階層区分については、調査票の非回収等により推計の根拠となるデータを得ることができないことも想定される。

このため、都道府県別に運営主体別販売金額規模による階層区分別に最低５標本を確保するよう調査対象数を補充する。

表２　調査対象数補充後の各業態別の調査対象数

| | 母集団の大きさ | 調査対象数 | うち、標本抽出階層 | 新規事業体数 |
|---|---|---|---|---|
| 水産加工 | 約 900 | 約 600 | 約 600 | 約 30 |
| 水産物直売所 | 約 700 | 約 600 | 約 500 | 約 30 |
| 漁家民宿 | 約 500 | 約 300 | 約 300 | 約 10 |
| 漁家レストラン | 約 400 | 約 300 | 約 300 | 約 20 |

５　集計

(1)　集計方法

業態別・都道府県別に年間販売（売上）金額の推定値を次式により算出する。

なお、全国計の推定値は、都道府県別の各推定値を合計して算出する。

＜推定値の計算式＞

$$T=\sum_{i=1}^{L}\frac{N_i}{n_i}\sum_{j=1}^{n_i}x_{ij}$$

$T$　：$x$の総計の推定値

$i$　：運営主体別販売金額規模別階層を表す添字

$j$　：標本経営体等を表す添字

$L$　：運営主体別販売金額規模別階層の数

$N_i$　：$i$ 階層の母集団の大きさ

$n_i$　：$i$ 階層の標本経営体等の数

$x_{ij}$　：$i$ 階層の標本経営体等のうち、$j$ 番目の標本経営体等の $x$ の調査値

(2)　推定値の計算式に用いる母集団の大きさについて

推定値の計算式に用いる各階層の母集団の大きさについては、漁業経営体等の数の変化を適切に反映させるため、漁業経営体、漁協等の全数階層、標本階層ともに直近の調査結果及び市区町村、漁協等からの情報収集により作成した名簿の漁業経営体等の数とする。

(3)　有効回答数が少ない場合の推定方法について

都道府県別運営主体別販売金額階層別の母集団に対して調査票の有効回答数が３に満たない場合は、適切な推定値の算出が困難であることから、当該都道府県が属する全国農業地域別運営主体別販売金額階層別の調査値の平均値を５(1)推定値の計算式の調査値 xij に代入する。さらに、全国農業地域別運営主体別販売金額階層別の有効回答数が３に満たない場合は、全国の運営主体別販売金額階層別の調査値の平均値を５(1)推定値の計算式の調査値 xij に代入する。

なお、全国の運営主体別販売金額階層別の有効回答数が３に満たない場合は、当該都道府県の運営主体別販売金額階層別の直近の調査値を用いて補完した値を当該都道府県の推定値として用いるなど、実態に即した手法を用いて推定する。

(4)　調査票の欠測値補完について

疑義照会の実施後においても回答が一部欠測していた場合は、前年値がある場合は前年値の代入、前年値が無い場合は上記と同様に、同じ運営主体、販売金額階層の全国農業地域別又は全国の平均値を代入するなど、実態に即した手法を用いて推定する。

# 集計事項

６次産業化総合調査　農業・農村の６次産業化総合調査
（農業経営体等における６次産業化業態別調査票）

総括表

１　農業生産関連事業別

(1)　年間販売（売上）金額及び年間販売（売上）金額規模別事業体数割合
(2)　従事者数及び雇用者の男女別割合
(3)　産地別年間仕入金額（農産物直売所は販売金額）

２　全国農業地域・都道府県別

(1)　農業生産関連事業の年間販売（売上）金額及び事業体数
(2)　農業生産関連事業の従事者数

農産加工

１　運営主体別

(1)　年間販売金額及び年間販売金額規模別事業体数割合
(2)　販売先別事業体数（複数回答）
(3)　販売先別年間販売金額
(4)　主な加工品目別年間販売金額
(5)　従事者数及び男女別・年齢別従事者数割合
(6)　１事業体当たり従事者数
(7)　年間雇用労賃及び年間雇用労賃規模別事業体数割合
(8)　年間販売金額規模別雇用者数
(9)　経営方針の決定に参画している従事者数及び男女別従事者数割合
(10)　加工原料の年間仕入金額及び年間仕入金額規模別事業体数割合
(11)　加工原料の品目別年間仕入金額
(12)　加工原料の産地別年間仕入金額
(13)　加工原料の品目別産地別年間仕入金額
(14)　１事業体当たり稼働日数
(15)　他産業との連携状況別事業体数割合（複数回答）

２　全国農業地域・都道府県別

(1)　年間販売金額及び年間販売金額規模別事業体数割合
(2)　加工原料の年間仕入金額及び年間仕入金額規模別事業体数割合
(3)　加工原料の品目別年間仕入金額
(4)　加工原料の産地別年間仕入金額
(5)　１事業体当たり稼働日数
(6)　他産業との連携状況別事業体数割合（複数回答）

農産物直売所

１　運営主体別

(1)　年間販売金額及び年間販売金額規模別事業体数割合
(2)　品目別年間販売金額

(3)　産地別年間販売金額
(4)　品目別産地別年間販売金額
(5)　販売先別事業体数（複数回答）
(6)　販売先別年間販売金額
(7)　従事者数及び男女別・年齢別従事者数割合
(8)　１事業体当たり従事者数
(9)　年間雇用労賃及び年間雇用労賃規模別事業体数割合
(10)　年間販売金額規模別雇用者数
(11)　１事業体当たり営業日数及び営業時期別事業体数
(12)　年間購入者数規模別事業体数割合
(13)　販売施設の形態別事業体数割合（複数回答）
(14)　常設施設を使用する１事業体当たり売場面積及び売場面積規模別事業体数割合
(15)　農産物等の取扱状況別事業体数割合
(16)　他農家等の出荷物も取り扱う場合の出荷者数及び出荷者数規模別事業体数割合
(17)　出荷者からの料金徴収状況別事業体数割合及び品目別平均手数料率
(18)　常設施設・通年営業の販売金額規模別事業体数割合
(19)　他産業との連携状況別事業体数割合（複数回答）
２　全国農業地域・都道府県別
(1)　年間販売金額及び年間販売金額規模別事業体数割合
(2)　品目別年間販売金額
(3)　産地別年間販売金額
(4)　１事業体当たり営業日数及び営業時期別事業体数割合
(5)　年間購入者数規模別事業体数割合

観光農園
１　運営主体別
(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別農業経営体数割合
(2)　従事者数及び男女別・年齢別従事者数割合
(3)　１農業経営体当たり従事者数
(4)　年間雇用労賃及び年間雇用労賃規模別農業経営体数割合
(5)　年間売上金額規模別雇用者数
(6)　１農業経営体当たり営業日数
(7)　年間利用者数規模別農業経営体数割合
(8)　取扱品目別農業経営体数割合（複数回答）
(9)　他産業との連携状況別農業経営体数割合（複数回答）
２　全国農業地域・都道府県別
(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別農業経営体数割合
(2)　１農業経営体当たり営業日数
(3)　年間利用者数規模別農業経営体数割合
(4)　取扱品目別農業経営体数割合（複数回答）

農家民宿
１　運営主体別
(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別農業経営体数割合

(2)　従事者数及び男女別・年齢別従事者数割合
(3)　１農業経営体当たり従事者数
(4)　年間雇用労賃及び年間雇用労賃規模別農業経営体数割合
(5)　年間売上金額規模別雇用者数
(6)　１農業経営体当たり営業日数
(7)　年間宿泊者数及び年間宿泊者数規模別農業経営体数割合
(8)　年間外国人宿泊者数及び年間外国人宿泊者数規模別農業経営体数割合
(9)　年間外国人宿泊者数及び国（地域）別宿泊者数割合
(10)　他産業との連携状況別農業経営体数割合（複数回答）

２　全国農業地域・都道府県別
(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別農業経営体数割合
(2)　１農業経営体当たり営業日数

農家レストラン

１　運営主体別
(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別事業体数割合
(2)　従事者数及び男女別・年齢別従事者数割合
(3)　１事業体当たり従事者数
(4)　年間雇用労賃及び年間雇用労賃規模別事業体数割合
(5)　年間売上金額規模別雇用者数
(6)　１事業体当たり営業日数
(7)　年間利用者数規模別事業体数割合
(8)　他産業との連携状況別事業体数割合（複数回答）

２　全国農業地域・都道府県別
(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別事業体数割合
(2)　１事業体当たり営業日数
(3)　年間利用者数規模別事業体数割合

# 集計事項

６次産業化総合調査　漁業・漁村の６次産業化総合調査
（漁業経営体等における６次産業化業態別調査票）

総括表

１　漁業生産関連事業別

(1)　年間販売（売上）金額及び年間販売（売上）金額規模別事業体数割合

(2)　従事者数及び雇用者の男女別割合

２　都道府県別

(1)　漁業生産関連事業の年間販売（売上）金額及び事業体数

(2)　漁業生産関連事業の従事者数

水産加工

１　運営主体別

(1)　年間販売金額及び年間販売金額規模別事業体数割合

(2)　販売先別事業体数（複数回答）

(3)　販売先別年間販売金額

(4)　主な加工品目別年間販売金額

(5)　従事者数及び男女別・年齢別従事者数割合

(6)　１事業体当たり従事者数

(7)　年間雇用労賃及び年間雇用労賃規模別事業体数割合

(8)　年間販売金額規模別雇用者数

(9)　加工原料の年間仕入金額及び年間仕入金額規模別事業体数割合

(10)　加工原料の品目別年間仕入金額

(11)　加工原料の産地別年間仕入金額

(12)　加工原料の品目別産地別年間仕入金額

(13)　１事業体当たり稼働日数

(14)　他産業との連携状況別事業体数割合（複数回答）

２　都道府県別

(1)　年間販売金額及び年間販売金額規模別事業体数割合

(2)　加工原料の年間仕入金額及び年間仕入金額規模別事業体数割合

(3)　加工原料の品目別年間仕入金額

(4)　加工原料の産地別年間仕入金額

(5)　１事業体当たり稼働日数

水産物直売所

１　運営主体別

(1)　年間販売金額及び年間販売金額規模別事業体数割合

(2)　販売先別事業体数（複数回答）

(3)　販売先別年間販売金額

(4)　品目別年間販売金額

(5)　産地別年間販売金額

(6)　品目別産地別年間販売金額
(7)　従事者数及び男女別・年齢別従事者数割合
(8)　１事業体当たり従事者数
(9)　年間雇用労賃及び年間雇用労賃規模別事業体数割合
(10)　年間販売金額規模別雇用者数
(11)　１事業体当たり営業日数及び営業時期別事業体数割合
(12)　年間購入者数規模別事業体数割合
(13)　販売施設の形態別事業体数割合（複数回答）
(14)　１事業体当たり売場面積及び売場面積規模別事業体数割合
(15)　他産業との連携状況別事業体数割合（複数回答）
２　都道府県別
(1)　年間販売金額及び年間販売金額規模別事業体数割合
(2)　品目別年間販売金額
(3)　産地別年間販売金額
(4)　１事業体当たり営業日数及び営業時期別事業体数割合
(5)　年間購入者数規模別事業体数割合

漁家民宿
１　運営主体別
(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別漁業経営体数割合
(2)　従事者数及び男女別・年齢別従事者数割合
(3)　１漁業経営体当たり従事者数
(4)　年間雇用労賃及び年間雇用労賃規模別漁業経営体数割合
(5)　年間売上金額規模別雇用者数
(6)　１漁業経営体当たり営業日数
(7)　年間宿泊者数及び年間宿泊者数規模別漁業経営体数割合
(8)　年間外国人宿泊者数及び年間外国人宿泊者数規模別漁業経営体数割合
(9)　年間外国人宿泊者数及び国（地域）別宿泊者数割合
(10)　他産業との連携状況別漁業経営体数割合（複数回答）
２　都道府県別
(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別漁業経営体数割合
(2)　１漁業経営体当たり営業日数

漁家レストラン
１　運営主体別
(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別事業体数割合
(2)　従事者数及び男女別・年齢別従事者数割合
(3)　１事業体当たり従事者数
(4)　年間雇用労賃及び年間雇用労賃規模別事業体数割合
(5)　年間売上金額規模別雇用者数
(6)　１事業体当たり営業日数
(7)　年間利用者数規模別事業体数割合
(8)　他産業との連携状況別事業体数割合（複数回答）
２　都道府県別

(1)　年間売上金額及び年間売上金額規模別事業体数割合
(2)　１事業体当たり営業日数
(3)　年間利用者数規模別事業体数割合